

## 開催概要

日時：平成28年3月24日（木）午前10時～

会場：新潟市役所本館3階 対策室3

出席者：委員8名，事務局（住環境政策課）6名

傍聴者：1名

## 議事録

### 【事務局】

本日はお忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。私は事務局の住環境政策課の石渡と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、ただ今より、平成27年度第4回「にいがた住まい環境基本計画推進有識者会議」を開催いたします。

会議は公開で行わせていただきます。本日は一般の傍聴の方がいらっしゃいますので、ご報告いたします。会議の概要につきましては、「新潟市附属機関等に関する指針」に基づき、事務局で作成し、配付資料と共にホームページで公開させていただきます。なお、議事録作成のため、会議の音声を録音いたしますので、ご了承願います。

なお、本日は報道の株式会社建設速報社様が傍聴を希望されております。併せて、写真撮影も行いたいということですが、よろしいでしょうか。

### 【委員】

（異議なし）

### 【事務局】

ありがとうございます。なお、私の進行は開会にあたっての説明までとさせていただきます、次第「2」以降の議事進行は五十嵐委員長にお願いしたいと思います。

次に、委員の出欠をご報告いたします。本日は朝妻委員から欠席とのご連絡をいただいております。

それでは、はじめに、五十嵐委員長よりごあいさつをお願いいたします。

### 【五十嵐委員長】

おはようございます。年度末の押し迫ったところで会議開催ということになりました。空家問題はやはり全国的にも問題になっておりまして、それについての計画を作らなければいけないという状況で、今年度これまでに3回の会議を開催してきました。今後、空家の利活用ということも大事ですし、住民の安全ということでも大事なことです。この計画に基づいて次年度から実行に移してもらおうということで、今回、その計画案の最終確認となりますけれども、よろしくお願いいたします。

### 【事務局】

ありがとうございました。会議の資料については事前に配付させていただいております。そのほか、皆様のテーブルの上には座席表を配付させていただいております。

それでは、開催要項第4条第2項により、会議の議長は委員長が行うこととなりますので、ここからの議事進行は五十嵐委員長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

### 【五十嵐委員長】

それでは、議事を進めてまいりたいと思います。まず、本日の議事録署名委員を決めさせていただきたいと思います。本日は、黒野副委員長と上野委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは議事に入りたいと思います。本日は、「空家等対策計画について」でございます。事務局から説明をお願いいたします。

### 【事務局】

おはようございます。住環境政策課長の川瀬でございます。

新潟市空家等対策計画（案）に対するパブリックコメントの実施結果と、市の考え方及びご意見を踏まえた計画の修正について説明いたします。本日の資料としては、事前に送付させていただいておりますが、A4冊子の資料－1「新潟市空家等対策計画（案）」と、A3横の資料－2「新潟市空家等対策計画（案）に対するパブリックコメント ご意見と市の考え方（案）」の二つとなります。

資料－1をご覧ください。空家等対策計画については、有識者の皆様からご意見をいただきながら策定作業を進めてまいりまして、先般、計画案のパブリックコメントを実施いたしました。こちらは、パブリックコメントの際、市民の皆様へ提示した計画（案）でございますが、

表紙にパブリックコメントの実施状況を記載しておりますので、ご覧ください。募集期間は 2 月 10 日(水)から 3 月 10 日(木)までの 30 日間。市報にいがた及び市ホームページに計画(案)を掲載したほか、市政情報室、住環境政策課ほか、資料に記載の窓口にて配布・閲覧に供するとともに、郵送・メール・FAX・窓口への持参にてご意見を募集し、4 名の方から 10 件のご意見を頂戴いたしました。

資料-2 をご覧ください。1 ページ目と 2 ページ目がパブリックコメントでいただいたご意見と市の考え方を一覧にまとめた資料でございます。表の左から、「No.」、ご意見をいただいた「章」及び「項目」、該当する「ページ」、「ご意見の概要」、「ご意見に対する市の考え方(案)」、「計画の修正有無及びページ」を記載しております。なお、お一人から複数のご意見をいただいておりますが、この表では章の順番に並べております。

これから、ご意見の内容とそれに対する市の考え方の案を説明いたしますが、表の一番右、修正欄において「無」としているものについては、資料-1 で該当箇所をご覧くださいながら、また、「有」としているものについては、資料-2 の 3 ページ以降に修正前後が比較できる資料を添付しておりますので、いずれも説明に合わせてご覧いただきたいと思っております。

それでは、ご意見の No.1 です。第 2 章「(2) 空き家数・空き家率の推移」についてですが、これは、平成 15 年、平成 20 年、平成 25 年の各住宅・土地統計調査における空き家数・空き家率の推移をグラフで記載した部分です。ご意見としては、最も大きな問題の「その他の住宅」の分析が「増加しています」だけであいまいであるため、「平成 20 年と比較して 6,970 戸増加、年平均で 1,400 戸、1 日平均 4 戸が空き家として急増しています」との表現にしてはどうかとのご意見です。この部分の表現については、有識者会議においても、「問題点をより明確にするため強調した表現とすべき」とのご意見の一方で、「あまり強調しすぎると、『その他の住宅』がすべて問題のある空家であるとの誤った認識を与えかねない」とのご意見を頂戴しております。

その中で、市の考えとしては右の欄に記載のとおり、「増加しています」だけではやはり不十分と思われることから、「『その他の住宅』の空き家数は、平成 20 年から平成 25 年までの 5 年間で約 7,000 戸増加しています」との具体的な数値での表現に修正しようと考えております。具体的な修正としては、資料-2 の 4 ページ目、下に計画の 7 ページとふってあるページをご覧ください。赤字部分が修正箇所となりますが、左側の修正前の表現から右の修正後の表現に修正するものです。

続いて、ご意見 No.2、第 4 章「1 発生の抑制 (2) 住宅ストックの良質化」の部分です。資料-1 計画(案)の 16 ページをご覧ください。ここでは、既存住宅ストックの良質化、リフォームなどについて記載しておりますが、ここに「住宅診断を推進し、専門家による診断と結

果説明により、中古住宅の流通を促します」との文章を追記してはどうかのご意見です。これに対する市の考え方については、住宅の診断制度や中古住宅の流通促進については、第4章「2 活用の促進 (3) 流通による活用の促進」の中で、関係団体と連携しながら普及促進する旨を記載しており、ご意見についてはすでに計画に盛り込まれていることから、修正なしとするものです。

次に、ご意見のNo.3、同じく第4章「1 発生の抑制」の部分です。資料-1の16ページをご覧ください。「1 発生の抑制」については、「(1) 空家等に関する市民意識の啓発」、「(2) 住宅ストックの良質化」の二つを掲げていますが、ここに、(3)として「行政による積極的な介入」を追加して、空家パトロールにより危険空家を早期に発見し、関係者に働きかけを行う部署を設ける旨を記載すべきのご意見です。

これに対する市の考え方ですが、本計画では、危険空家を含む管理不全な空家への対応については20ページの「4 管理不全の解消」に記載していることから、「1 発生の抑制」についての修正は行いません。しかし、20ページにおける管理不全な空家の把握に関する記載については、有識者会議においても、地域や市民からの情報提供・相談に限らず、市職員による直接的な把握もあることが分かるように記載すべきのご意見を頂戴し、それを踏まえて計画(案)の表現としたところですが、今回のご意見からも、今の表現でも、やはり分かりにくい部分があると思われますので、「市が直接、あるいは市民や地域からの情報提供・相談を通じて」との記載に修正するものです。具体的には、資料-2の6ページ目、下に計画の20ページとふられたページをご覧ください。「(1) 所有者等への注意喚起」の1行目から3行目の赤字部分が、この修正箇所となります。

次に、意見のNo.4です。第4章「2 活用の促進」、「3 適正管理の促進」に関するご意見です。この二つについて、関係団体や地域と連携するとあるが、「行政が中心となって関係団体や地域と連携し」などと、文章に「行政」を入れることで、行政が地域と協働して取り組む方針を打ち出すべきのご意見です。

これに対する市の考え方ですが、空家等対策全般に関する市の方針・スタンスについては、資料-1の14ページの第3章「空家等対策の基本的な方針」に記載しており、地域や関係団体等と連携・協力しながら取り組むことを前提として掲げていますので、修正なしとしております。

次に、意見No.5です。第4章「4 管理不全の解消」について、情報提供・助言に加えて、行政からの具体的な提案、例えば売却したほうがよい、除却したほうがよいなどの提案を行える制度が必要のご意見です。

これについての市の考え方ですが、まず、空家等は私有財産であることから、その活用や管

理は所有者の判断・責任のもとで行われることが大前提であり、市としては注意喚起とともに、所有者が活用や適正管理にあたり有益となる情報、例えば各種専門的な相談窓口などの情報を提供することが役割であると認識しております。しかし、現在の記載では、その情報提供・助言の内容が分かりにくいことから、より具体的に「注意喚起とともに、売却や賃貸、定期点検、除草、解体、相続問題などに関する相談窓口などの情報提供を行います」との表現に修正するものです。こちらについては資料－２の６ページ目、下に計画の２０ページとふられたページをご覧ください。「(１)所有者等への注意喚起」の４行目から６行目の赤字部分がこの修正箇所となります。

続いて、意見№.６です。第５章「１ 実施体制の整備」について、空き家を減少させるためには、利用可能な空家の活用を積極的に進めることが必要であるため、所有者の了解のうえで、空家を登録し、積極的に情報提供する体制を整備してはどうかのご意見です。

これに対する市の考え方ですが、空家等の活用やその情報の提供・相談体制の充実については、第５章ではなく計画の１７ページ、第４章の「２ 活用の促進」の中の「(１)活用に向けた情報の提供・相談体制の充実」に記載しています。ご意見にある「所有者の了解のうえで、利用可能な空家等の情報を登録し、広く提供する仕組み」については、国の補助事業を受けて、すでに公益社団法人新潟県宅地建物取引業協会において実施されており、市としては、その仕組みの充実に向けて連携・協力していくこととしておりますので、その旨を記載する修正を行うものです。修正した記載については、資料－２の５ページ目、下に１７ページとふられた資料をご覧ください。「(１)活用に向けた情報の提供・相談体制の充実」の４行目以降の赤字部分となりますが、「新潟県宅地建物取引業協会においては、空家等の所有者・利用者からの相談窓口を設置するとともに、空家情報を登録し、広く情報発信する事業が行われている」こと、「市では、同協会をはじめ、建築や法務などの関係団体と連携・協力しながら、所有者等の意識改革を図るとともに、空家の活用に向け、安心して積極的に行動できるよう情報提供や各種専門的な相談に応じる体制の充実に取り組む」との記載に修正いたします。

続いて、意見№.７です。資料－２の２ページ目の一番上をご覧ください。第５章「１ 実施体制の整備 (４)有識者・専門家からの意見聴取」について、有識者会議にどのような人が委託され、議論されているのか知りたいので、メンバーの一覧を追加してはどうかというのが一つ目のご意見、もう一つが、市民目線からの意見も大切であるため、有識者会議に公募委員を入れることを検討してほしいのご意見です。

一つ目についての市の考え方ですが、本会議の会議録や資料等については、市ホームページなどで随時公表しているところですが、資料編の中に、本計画の策定経過等として委員名簿や開催状況を追加するものです。具体的には資料－２の３ページ目の目次をご覧ください。資料

編の最後に、「4 計画の策定経過等」を追加し、資料-2の7ページ目、下に34ページとふられたページのとおり、有識者会議の開催状況と委員名簿を新規ページとして追加いたします。

二つ目のご意見については、本会議は「新潟市附属機関等に関する指針」に基づき、住環境、建築、福祉、不動産などに関する有識者にご就任いただく「有識者会議」として設置していることから、公募委員は選任しておりません。

市民意見については、パブリックコメントのほか、メールや郵送などで随時受け付けているとともに、必要に応じてアンケート調査などを実施することで把握し、施策に反映していくこととしています。

次に、意見No.8からNo.10までは具体的な修正箇所の指定がないご意見となります。No.8は、人口減少が加速する中で空家対策は急務であることから、すべての関係機関が連携して解決していくべき視点を盛り込んでもらいたいのご意見です。これについては、資料-1計画(案)の22ページから23ページ、第5章「空家等対策の推進方策」の中で、庁内関係部署による体制整備や、地域や関係団体、専門家等と連携を図って取り組みを進めることを記載していることから、修正はなしとしております。

続いて、No.9は、空家が増えて放置状態となると、いつかは一部が破損し、何らかの被害が生じるおそれがあることから、早めの対策が必要となること、また、障がい者施設は数が少なく、一度入所すると生涯施設生活になると聞いていることから、高齢者施設だけではなく、地域に障がい者向けの小規模多機能施設があってもよいのではないかとのご意見です。

ご意見のとおり、空家となった期間が長期化するほど、老朽化や権利関係の複雑化が進み、問題の解決が難しくなる傾向があることから、より早期の段階から「発生の抑制」や「活用の促進」の取り組みにより、空家等による問題発生を未然に防いでいくことが重要と認識しています。このことについては、資料-1の15ページ、第4章「空家等対策の取組方針」の前文として記載しておりますので、修正なしとしております。なお、障がい者向けの施設に関するご意見については、担当部局にお伝えすることといたします。

最後に、No.10です。今後、団塊の世代の5人に1人が認知症になると耳にしており、認知症の増加は介護保険料や在宅介護状態の増加にも影響することから、今から認知症改善のための準備が必要である。このため、地域内の空家を利用し、休憩や読み聞かせスペースを設けた小さな図書館をつくり、団塊の世代に管理運営していただくのも良いのではないかと、空家の活用策に関するご意見です。空家を地域の資源として有効に活用していくことは、市民一人ひとりの意識醸成を図るうえでも大きな効果が期待できることについては、本有識者会議においてもご意見をいただいたところであり、より理解が深まり分かりやすく伝わるよう、資料-1の18ページのとおり、空家を文化活動や地域コミュニティ活動の場として活用した具体的な

活用事例を記載していますので、修正はなしとし、空家の活用策については、今後の施策検討の参考にさせていただきます。

以上が、パブリックコメントでいただいたご意見と、それに対する市の考え方の案及び修正の内容です。ご意見などがございましたら、よろしく願いいたします。

#### 【五十嵐委員長】

ご説明ありがとうございました。大変建設的なパブリックコメントのご意見をいただいたと思っております。私たちがこれでいいかなと思ったところも、具体的にご指摘いただき、修正もいただいているかと思えますけれども、今のご説明について、修正あるいは修正なしというところについて、委員の皆様からのご意見をいただきたいと思えます。いかがでしょうか。

#### 【番場委員】

パブリックコメントの意見No.1のところですが、冊子の7ページ、「(2) 空き家数・空き家率の推移」で修正していただいた部分ですが、「その他の住宅」の記述が空き家数だけになっていますので、修正前の「空き家数・空き家率ともに増加している」というコメントも含めて、「空き家数については約7,000戸増加しています」といった表現のほうがいいのではないかと思います。

1行目からの平成25年の本市の空き家率というのは、「その他の住宅」の空き家率も含めての空き家率を指しているかと思うのですが、「その他の住宅」の前の「また」という表現が、別の集計のような意味にもとられるのではないかと思いますので、「そのうちの『その他の住宅』では、空き家数・空き家率ともに増加し、空き家数については約7,000戸増加しています」という表現のほうが分かりやすいのではないかと思います。

#### 【五十嵐委員長】

今のところは、「また」ではなく、逆に「特に」がいいかもしれないですね。『その他の住宅』では空き家率・空き家率ともに増加しています。空き家数については」とするとより具体的で分かりやすいと思えます。

#### 【番場委員】

もう一つ、このグラフなのですが、全体の空き家率のグラフと、その下に「その他の住宅」の空き家率のグラフがあるのですが、空き家率の推移の青い線が「二次的・売却用・賃貸用の住宅」のグラフのように見えてしまうのです。9.9パーセント、12.3パーセント、12パ

一セントの折れ線グラフは、「その他の住宅」の空き家率も含めた全体に対してなのですがけれども、どうしても「二次的・売却用・賃貸用の住宅」の推移のように見えてしまう気がするのです。

**【五十嵐委員長】**

色が水色だからそうになってしまうのですね。赤と青がグラフの色と一緒にいるから見間違ってしまうと。凡例を見れば分かるけれども、ぱっと見たときに誤解を招きやすいので、色の工夫をしていただくということですね。

**【番場委員】**

もう少し分かりやすい工夫をお願いします。

**【事務局】**

棒グラフの色と、凡例の中の空き家率というところにもう少し詳しく、例えば「すべてを含んでいる」とか、そういったものを追記して、意味することが伝わるような表現にしたいと思います。

**【五十嵐委員長】**

例えば棒グラフの色を若草色にするだけでも、説明がなくても分かるのではないかと思います。現状では水色のことを示している感じがしますよね。

**【番場委員】**

そのように見えてしまいますね。

**【五十嵐委員長】**

「その他の住宅」の茶色っぽい棒グラフと同系色のパーセントだから、これは一致していると思いますが、全体の空き家率の青の折れ線が「二次的・売却用・賃貸用の住宅」のグラフを示しているように見えてしまうということです。より分かりやすくなると思いますので、工夫をお願いいたします。ほかにございませんか。

**【小池委員】**

9番の意見で、障がい者施設に関する説明があり、市の回答として「障がい者向け施設に関



するご意見については担当部局にお伝えします」という形で終わっているのですけれども、このご意見の方は、多分、障がいのある人たちの小規模多機能という施設の機能の話がされているのだと思うのです。障がいのある人たちが地域の中で生活をしていく場を作っていくということでの空家の活用ということについては、例えばその下の、No.10に近い書き方ができないかと思いました。「担当部局にお伝えします」ではなくて、地域の中で、障がいのある人たちの生活をサポートできるような場所としての空家の活用も、「18 ページの空家の活用事例などでも含まれています」といった形で書いていただけるといいのではないかと思います。

**【事務局】**

活用事例については、もう少し丁寧に答えられるようにしていきたいと思います。

**【高松委員】**

意見ではなくて申し訳ないのですが、34 ページの委員名簿のところで、私の、高松智子の所属が「商工会議所」とありますが、総務のほうから「商工会議所 女性会理事」として明記して出しますという報告を受けているのですが、ご確認いただけますでしょうか。

**【事務局】**

失礼いたしました。「女性会理事」を追加します。

**【五十嵐委員長】**

確認していただきたいと思います。ほかにいかがでしょうか。ご意見はございませんか。

それでは、パブリックコメントで非常に建設的なご意見をいただいて、修正したものですけれども、7 ページについてはご意見があって直したということと、空家の活用のところでは、障がい者向けの利活用ということで、もう少し説明を加えるということの、大きく2点かと思いますが、ほかによろしいでしょうか。

今のご意見を基に、新潟市空家等対策計画が有識者会議としては仕上がったということになります。それでは一言ずつでもよろしいので、空家等対策計画の今後について簡単に感想を述べていただけたらと思います。

**【黒野委員】**

先ほど小池委員のご意見の、障がい者の方をサポートできるような場所としての空家活用というご意見に対する市のご回答については、おっしゃったとおりと思います。18 ページに「地

域の茶の間」を例に挙げていただいています、ここには障がい者の方も来られていますので、実践例としてそのまま入れていただけるほうが、より親切な回答になるのではないかと思います。

#### 【小池委員】

私は福祉という立場で今回、関わらせていただいたのですけれども、人が生活する中で住む場所の確保というのはすごく大きな問題で、空家対策がメインの今回の計画を見せていただきましたけれども、その一方で、住む場所が確保できない人たちもいるという現状もあります。地域コミュニティ協議会で空家をいかにうまく活用していけるかということが、この計画を通して進んでいくといいと考えさせられました。ありがとうございました。

#### 【番場委員】

私は建築の立場から参加させていただいたのですけれども、これからもそうですけれども、今、全国的に空家がすごく大きな問題になっていまして、建築士の立場として、空家をどう活かしていくかといった議論なども交わされているところもありますので、地域に根づいた空家対策を考えていきたいと思いました。今回、参加させていただいて、福祉などいろいろな立場の方からのお話も聞くことができ、すごく参考になりましたし、これからも参加させていただけたらと思います。ありがとうございました。

#### 【上野委員】

不動産屋というのは、空家の問題とは切っても切れないところにおります。利活用、売却等をお勧めしても、持ち主、相続人の方の意識が早く変わってもらわないと、仏壇の置き場が決まらないということで1年過ぎて、また権利関係で2年過ぎ、空家の期間が長くなれば家も傷みといったことの現状を見ていますと、一人ひとりの認識が大事なのだとつくづく思います。今回こういった場に参加させてもらい、すごく勉強になりました。ありがとうございました。

#### 【高松委員】

回を重ねるごとに、非常にきめ細かく、またすごく丁寧だということを、この案ができあがるまで感じ取っておりました。パブリックコメントを含めて、日常生活の中での、市民の方たちの目線の意見が随分入ってきてまして、非常に素晴らしい計画（案）ができたと思っております。「まち」がいきいきとするということは、空家という大きな問題がありますし、また、新潟市の景観とも関係してくると思いますので、これからの運用が注目すべきところかと感じ取っ

た次第です。ありがとうございました。

#### 【平松委員】

私どもは、空家をリフォーム、リノベーションすると、そこに誰が住むかといったところから考えていきたいと思っています。先ほども話がありましたが、宅建協会では、今 15 市町村と空家の情報交換をさせていただいております。18 ページの空家活用事例の資料に本町通 12 番町が出ていますが、これは周辺住民や自治会の皆さんから、朽ちてしまった長屋が怖いから何とかしてくれないかということで、所有者を調べ、市から補助が出るのかどうか、どう活用したらいいのかを検討し、最終的には本町で大根を作ったらどうかということで菜園という形にしたのです。コミュニティ広場のような提案もしたのですが、そうするとうるさくなるからダメだということで、こちらの思いとは違う部分もありました。

障がい者の方ももちろん、働く場所の創出もそうですが、U I J ターンということで若い人たちが何とかして地元呼びたいということで呼びかけをしています。私が以前住んでいた江南区の空家を貸してくれないかといった話があったので、どういう人が借りるのかと言うと、鳥屋野潟周辺なので、野鳥、水生植物を観察する人や、サッカー場を利用する人が合宿するとか、そういった活用で若い人たちが入りたいということで、家賃設定の面もありますが、呼び方によってはどんどん来るということでした。番場さんなど建築士の方がいらっしゃるようですけれども、リノベーションした後に、一体誰が来たら喜んでくれるのかという発信をしていくと。近いところは新潟駅からどのくらいと言っていますが、東京駅や成田など遠方から来るにはどれくらいの時間で来られるのかということと、例えば近くにはサッカー場があるとか、水生植物や野鳥がたくさんいるとか、本町の人情横町といったものがあって、自分たちが何気なく見ているところにもけっこういいものがあるので、それをもう少しアピールしていくと思います。活用したいという人とコラボして長屋や一軒家をリフォームしてきれいにするなど、住人に合わせた活用の仕方をしていくと、少し現実的な仕事ができるのではないかと考えております。

私が最終的に思っているのは、結局、資産として価値が上がっていくと、やはり空家にはしておきません。やはりもらって活用しようとする、あるいは自分が使わなければ流通に出してしまうと。それはここでする議論ではないのですが、もう少し大胆な切り口も発信していったらいいのではないかと思います。

#### 【佐藤委員】

私からは、委員長はじめ委員の方々に大変お世話になってありがたかったと考えております。

私は4月から着任しまして、三つ大きな課題を自分なりに抱えていた中で、空家対策は最重点課題だと思っていました。まずは計画を作る。本当に危険な空家がありましたので、特定空家の認定基準についてまず取りかかりたいということで、1月からやらせていただいているわけですし、今度はこの計画ができました。来年度以降は、関係団体の皆様と協定を結んで様々な意見交換をしながら、計画を実行に移していく段階になりますので、実のある空家対策をやらなければならないと思っております。その際にはまた皆様方からご意見をいただきながら、お知恵も拝借しながら進めていきたいと思っていますので、引き続き、よろしくお願ひしたいと思ひます。大変ありがとうございました。お世話になりました。

#### 【五十嵐委員長】

私は取りまとめ役をやっていましたけれども、まちづくりの中の家というときに、以前、新大にいたとき、学生に話をした際に、なぜ自分の家なのに周りにあわせて色などを考えなければいけないのかということをして学生が言ったのです。家自体は個人の財産だけれども、家全体のまともは地域の財産なんだよねという話をしたことを、皆さんの話を聞きながら思い出しました。結局、空家も地域の一つの財産なのです。その財産がどうしても個人の財産ということで個人のところにいつてしまうのですが、地域として財産である空家をどう活用していくかということをして、その持ち主も含めて、自分が住んでいるところが将来空家になるかもしれないという意識が変わっていくことが本当は大事だろうと思ひます。その意識の改革というのは、まちづくりでは10年かかるとよく言われるのですけれども、ある雑誌を読んでいたら、住まいを選ぶ基準について新潟の場合、昔は床柱がどうのといったことが多かったのですが、あるときから、この家は暖かいかどうかというようになったと。だんだん意識が変わってきていると感じました。空家問題が大きくなってきましたので、あと何年後かに実行に移していけば、10年ではなくもっと早い段階で住民の意識も変わっていくのではないかとすることに期待したいと思ひた次第です。以上でございます。

#### 【事務局】

ありがとうございました。今回、ご意見をいただいたところを修正しまして、改めてメール等で皆様にご確認していただき、最終的には年度内に成案として、4月からスタートとさせていただきますと考えております。なお、資料-2の最後に、計画の概要を1枚にまとめてありますが、これも今回のご意見に合わせて修正いたしますので、よろしくお願ひいたします。

#### 【川瀬課長】

委員の皆様におかれましては、年度末のお忙しい中、ご出席いただき大変ありがとうございました。また、今年度は空家等対策計画策定にあたり、非常にタイトなスケジュールの中でご協力いただきましたこと、改めて御礼申し上げます。今年度の有識者会議は本日で終了となり、来年度の次回開催につきましては、現在のところ未定でございます。開催にあたっては改めて日程調整させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、平成 27 年度第 4 回「にいがた住まい環境基本計画推進有識者会議」を閉会いたします。本日はどうもありがとうございました。

<議事録署名>

委 員 長 \_\_\_\_\_ (印)

議事録署名委員 \_\_\_\_\_ (印)

議事録署名委員 \_\_\_\_\_ (印)